

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで

申立期間当時は、A 市区町村の店舗に住み込みで勤務していた。新聞の記事で、新たに国民年金制度が発足したことを知り、国民年金に加入した。保険料の額は当時のビール 1 本ぐらいと安く、家計の負担にならなかったため支払った。保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 13 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額について「ビール 1 本分ぐらいの金額だった。」と供述しているところ、当時のビール大瓶 1 本の価格は 115 円で、当時の国民年金保険料額 100 円とほぼ一致する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できないが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び B 市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 36 年度に 3 か月間国民年金保険料を納付した事跡が確認できる上（納付月は不明である。）、その納付した国民年金保険料は、昭和 56 年 10 月 21 日に還付された記録となっているところ、制度上、当該期間について還付すべき理由は無く、不適切な事務であるほか、申立人にも還付を受けた記憶は無い。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の前後に氏名が確認できる 13 名について、昭和 36 年度の国民年金保険料の納付状況をみると、当該年度に国民年金保険料を納付した記録のある 4 名全員（申立人を除く）が、昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間国民年金保険料を納付し、同年 7 月から 37 年 3 月までの 9 か月間国民年金

保険料を納付していない記録となっていることが確認できるところ、国民年金の加入手続を行った4名全員が、最初の3か月間のみ納付し、その後の9か月納付しないとは考え難く、行政機関側の記録管理に不自然さがうかがわれる。なお、これら4名のうち3名は、昭和37年4月から再び国民年金保険料を納付した記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

平成9年3月16日に退職し、A市区町村で転出届の手続を行ったところ、国民年金への加入を勧められ加入した。帰郷した9年3月又は4月ごろ、A市区町村から平成8年度分の納付書が送付されてきたので、9年3月分の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、国民年金に係る住所変更がなされた形跡は無く、申立期間前の国民年金記録も平成20年7月以降に統合されたことが確認できることから、申立人の述べる9年3月ごろに加入手続等が行われた可能性はうかがわれない。

さらに、社会保険庁の記録並びに、申立人が申立期間当時居住していたA市区町村及び現在居住するB市区町村の国民年金被保険者記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から同年12月30日まで
平成6年2月1日から同年12月30日までA事業所に妻と二人住み込みで勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元従業員及び、申立人に同事業所勤務を紹介した申立人の知人の供述により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、「申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたかどうかは定かでないが、申立人に係る賃金台帳が見当たらないことからすると、仮に勤務していたとしてもパート扱いの短時間労働であり、報酬も時給制の日払いで、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と供述しており、申立期間当時の同事業所の元事業主も同様の供述をしている。

また、元従業員及び、申立人にA事業所勤務を紹介した申立人の知人の供述から聴取しても、当該事業所における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立人の妻と一緒に住み込みで勤務したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の妻は、申立期間より前の平成5年7月1日から同年9月20日まで、A事業所において厚生年金保険に加入した記録となっており、齟齬がみられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認でき給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。